

# 第69回 定時株主総会 招集ご通知



 **NICIGAS**

ニチガス  
証券コード：8174

## 経営理念

### その1 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客さまのより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

### その2 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客さまを増やすことが経営基盤をさらに強固なものとする考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的な向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

### その3 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客さまに密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。



## 社長ご挨拶

株主の皆さまには、日頃より当社グループへのご理解とご支援をいただき心より感謝申し上げます。ここに、第69期（2022年4月1日から2023年3月31日）の定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

パンデミック、地政学、脱炭素の流れにより、海外から安定してエネルギーが流れてくるという常識が大きく揺らいだ第69期、当社グループはこのような状況においてこそ、安心・安全なエネルギーを安定して提供するガス・電気事業を最優先事業と位置づけ、経営資源を投入いたしました。LPガス事業におきましては、地域社会の皆さまからのご信頼を基に、着実な成長を継続しています。電気事業は、東京電力グループからの安定した電源調達力を背景として、最適利用をご提案できるファミリー層を中心にガスとセットでお客さま件数を伸ばしながら、収益を伴った形で引き続き順調に事業拡大を遂げております。また、お客さまの光熱費節約やCO<sub>2</sub>排出削減に対する意識の高まりにお応えするために、ハイブリッド給湯器の販売数を大きく伸ばすとともに、太陽光発電、蓄電池、V2H（電気自動車からご家庭への給電設備）の販売も強化しました。今後におきましては、引き続きガスと電気をセットでご利用いただけるお客さまに注力し、将来の地域分散型モデル（エネルギーソリューション）につながるお客さま基盤の拡大と拡充に努めてまいります。

エネルギーの需給逼迫、再生可能エネルギー導入による系統の不安定化、地球温暖化による異常気象、といった社会課題に対して当社グループは、従来の中央集中型のインフラを補完する地域分散型のインフラを構築することにより、持続的な成長を継続してまいります。

当社は今期、当社およびグループ都市ガス会社3社を、総合エネルギー小売会社とエネルギープラットフォーム会社の2社に再編いたします。この組織再編により、①お客さま基盤を強化・深化し、②インフラをプラットフォーム化いたします。当社グループは、地域に密着した営業でお客さまにラストワンマイルでエネルギーソリューションをお届けする小売企業として、また、テクノロジーの力で充填・物流・検針・保安等全てのインフラのデジタル化を加速して、他社とのパートナーシップによる「共創」を生み出す総合エネルギープラットフォーム企業として、地域社会に貢献してまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号

**日本瓦斯株式会社**

代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦

## 第69回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第69回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

**当社ウェブサイト**

<https://www.nichigas.co.jp/ir/stock/meeting>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記URLにアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

**東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご欠席の場合には、議決権行使書のご返送またはインターネットにより、事前に議決権を行使することができます。議決権の行使につきましては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### お知らせ

下記の「株主専用ページ」にて株主の皆さまからのご質問を受け付けております。

「株主専用ページ」URL <https://v.sokai.jp/8174/2023/nichigas/>

※ログインの際は、株主番号と郵便番号が必要です。

※株主専用ページは、システムメンテナンスのため毎日午前1時から午前5時まで  
の間はアクセスできなくなります。



6月22日（木曜日）12時（正午）までにいただいたご質問への回答を「株主専用ページ」に順次掲載してまいりますので、議決権行使のご参考になさってください。それ以降、6月26日（月曜日）午後5時30分までにいただいたご質問につきましては、株主総会当日に回答いたします。

なお、本株主総会の模様は専用サイトでライブ中継いたします。ライブ中継の詳細につきましては、末尾の「ライブ中継のご案内」をご参照ください。

## 記

<b>1 日時</b>	2023年6月27日（火曜日）午前10時									
<b>2 場所</b>	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館4階 桜の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)									
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol>								
	<b>決議事項</b>	<table border="0"> <tr> <td>第1号議案</td> <td>剰余金処分の件</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>取締役6名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>監査役2名選任の件</td> </tr> </table>	第1号議案	剰余金処分の件	第2号議案	定款一部変更の件	第3号議案	取締役6名選任の件	第4号議案	監査役2名選任の件
第1号議案	剰余金処分の件									
第2号議案	定款一部変更の件									
第3号議案	取締役6名選任の件									
第4号議案	監査役2名選任の件									

以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
  - ・連結計算書類の「連結注記表」
  - ・計算書類の「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 次回の第70回定時株主総会から、株主さまにはウェブサイト上で株主総会資料を閲覧していただくこととし、招集ご通知は原則としてウェブサイトへのアクセスに必要な情報のみをお届けさせていただきます。次回以降の株主総会についても書面による株主総会資料の提供をご希望される株主さまは、株主名簿管理人にお問い合わせのうえ、2024年3月末日までにお手続きを完了いただけますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の事前行使の方法には、下記の2方法がございます。

株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### ● インターネットにて議決権をご行使いただく場合

(詳細は51頁をご参照ください。)



当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使期限

2023年6月26日(月曜日)  
午後5時30分まで

### ● 書面にて議決権をご行使いただく場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



議決権行使期限

2023年6月26日(月曜日)  
午後5時30分必着

※当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

※インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## 本定時株主総会の結果についてのご案内

本定時株主総会の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.nichigas.co.jp>

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、資本効率を重視し、自己資本を適正な水準に保っております。株主さまへの還元を重視し、当期の期末配当は、1株につき32.5円とさせていただきますと存じます。

中間配当（1株当たり32.5円）と合わせた年間配当は、1株当たり65.0円、前期の50.0円から増配となります。

## 1 配当財産の種類

金銭

## 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金32.5円

総額 3,744,149,728円

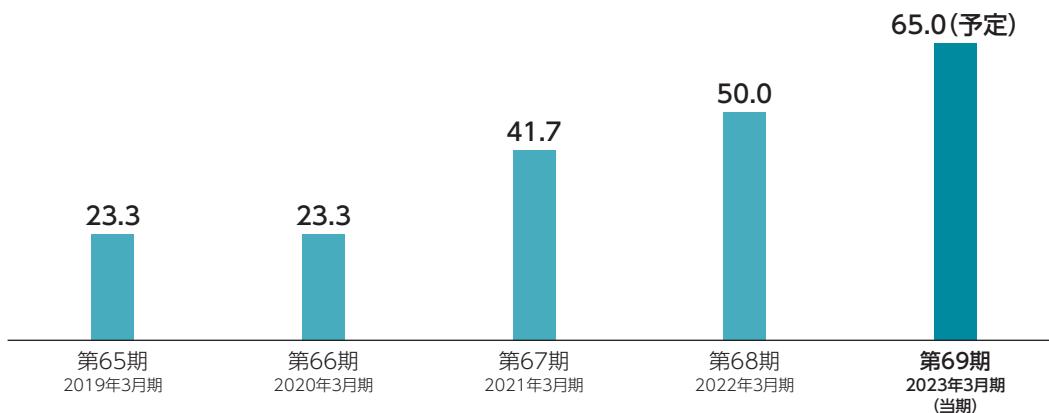
## 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

ご参考

## 1株当たりの配当金の推移

(単位:円)



(注) 当社は、2021年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。配当金は株式分割の影響を遡及して調整しております。

第2号議案 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1.～22. (条文省略)	1.～22. (現行どおり)
23. 熱・光・風力・水力・化石燃料による複合発電 ならびに電力の販売	23. 熱・光・風力・水力・化石燃料による複合発電 ならびに電力の販売および電力設備の運用・ <u>管理</u>
24. (条文省略)	24. (現行どおり)
(新 設)	<u>25. 蓄電デバイス、充電デバイス等分散型エネルギー源の管理、制御および販売</u>
(新 設)	<u>26. エネルギー最適管理システムの開発、販売および管理</u>
(新 設)	<u>27. 事業者向けエネルギープラットフォームおよびシステムの企画、開発、販売および提供</u>
<u>25.～29.</u> (条文省略)	<u>28～32.</u> (現行どおり)

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当		取締役会出席率
1	和田 眞治 わだ しんじ	男性	取締役会長執行役員	再任	91% (10/11回)
2	柏谷 邦彦 かしわや くにひこ	男性	代表取締役社長執行役員	再任	100% (11/11回)
3	渡辺 大乘 わたなべ だいじょう	男性	代表取締役専務執行役員 営業本部長都市ガスグループ管掌	再任	100% (11/11回)
4	吉田 恵一 よしだ けいいち	男性	代表取締役専務執行役員 エネルギー事業本部長	再任	100% (9/9回)
5	山田 剛志 やまだ つよし	男性	社外監査役	新任 社外 独立	100% (11/11回)
6	里中恵理子 さとなか えりこ	女性	—	新任 社外 独立	—

※山田剛志氏の取締役会出席率は、社外監査役としてのものです。

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所届出独立役員候補者

# 1 和田 眞治

1952年4月3日生

再任

所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式  
170,965株

潜在的に所有する普通株式  
191,949株

取締役会出席率

91% (10/11回)



## 略歴、当社における地位および担当

1977年3月 当社入社  
2000年6月 当社常務取締役（営業本部西関東支店長）  
2001年4月 当社常務取締役（営業本部営業統括兼西関東支店長）  
2002年4月 当社常務取締役（営業本部営業統括）  
2003年1月 当社常務取締役（営業本部長）  
2004年6月 当社専務取締役（営業本部長）  
2005年6月 当社代表取締役社長（営業本部長）  
2006年4月 当社代表取締役社長  
2020年6月 当社代表取締役社長執行役員  
2022年5月 当社取締役会長執行役員（現任）

## 取締役候補者とした理由

和田眞治氏は、DXによる物流改革や業務クラウド化、海外金融機関の出資受入れ、東京電力グループとのアライアンスなど、様々な挑戦でグループの成長を牽引してきました。この経験がエネルギーソリューションに向けた次世代経営推進、中長期の企業価値向上に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

(注) 2023年5月に開催予定の株式会社セブン&アイ・ホールディングスの定時株主総会において、社外取締役に就任する予定であります。(作成日時点)

# 2 柏谷 邦彦

1971年1月6日生

再任

所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式  
96,700株

潜在的に所有する普通株式  
52,044株

取締役会出席率

100% (11/11回)



## 略歴、当社における地位および担当

1999年9月 Ernst&Young LLP入社  
2003年3月 オリックス株式会社入社  
2012年3月 当社入社  
2017年2月 当社常務取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）  
2018年4月 当社代表取締役専務（経営企画本部長 海外事業部・コーポレートコミュニケーション部管掌）  
2020年4月 当社代表取締役専務（コーポレート本部長 海外事業部管掌）  
2020年6月 当社代表取締役専務執行役員（コーポレート本部長）  
2022年5月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

## 取締役候補者とした理由

柏谷邦彦氏は、海外で金融、法務・会計、エネルギー投資案件等の実務を経験し、当社では東京電力グループやITベンチャーとの提携を主導し、総合エネルギー事業への発展を進めてきました。新たな取組みを次々に進めた経験が次世代事業への経営変革推進、中長期の企業価値向上に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

# 3 渡辺 大乗

1958年11月30日生

再任

所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式  
86,600株

潜在的に所有する普通株式  
62,241株

取締役会出席率

100% (11/11回)



## 略歴、当社における地位および担当

- 1981年 3月 当社入社
- 2008年 4月 当社常務取締役（営業本部企画業務部長兼ガス事業管理部管掌）
- 2009年 4月 当社常務取締役（営業本部企画業務部長兼ガス事業管理部兼TED部兼開発営業部管掌）
- 2014年 4月 当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長TED部 ライフプロダクト営業部管掌）
- 2015年 4月 当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長 ライフプロダクト営業部管掌）
- 2015年 6月 当社専務取締役（営業本部エネルギー企画部長 ライフプロダクト営業部管掌）
- 2016年 6月 当社専務取締役（営業本部副本部長 エネルギー企画部総合エネルギー事業部ライフプロダクト営業部管掌）
- 2018年 4月 当社代表取締役専務（エネルギー営業本部長都市ガスグループ管掌）
- 2020年 4月 当社代表取締役専務（営業本部長 都市ガスグループ管掌）
- 2020年 6月 当社代表取締役専務執行役員（営業本部長都市ガスグループ管掌）（現任）

## 取締役候補者とした理由

渡辺大乗氏は、営業、配送、保安、企画、工事、都市ガス会社等、全分野のオペレーションで責任者を務め、当社グループの最大の強みである顧客基盤の拡大を牽引してきました。この経験が次世代経営における顧客基盤の更なる強化と深化の実現を支えるものと考え、選任をお願いするものであります。

## 重要な兼職の状況

日本瓦斯工事株式会社 代表取締役社長執行役員  
東京エナジーアライアンス株式会社 代表取締役副社長

# 4 吉田 恵一

1964年12月15日生

再任

所有する当社の株式の数

現に所有する普通株式  
3,400株

潜在的に所有する普通株式  
18,186株

取締役会出席率

100% (9/9回)



## 略歴、当社における地位および担当

- 1987年 4月 東京電力株式会社入社
- 2014年 6月 同社経営企画本部事務局次長
- 2017年 6月 同社執行役員経営企画ユニット組織・労務人事室長
- 2018年 4月 東京電力パワーグリッド株式会社  
常務取締役 千葉総社社長
- 2020年 4月 当社入社  
専務執行役員（エネルギー事業本部長）
- 2022年 6月 当社代表取締役専務執行役員（エネルギー事業本部長）（現任）

## 取締役候補者とした理由

吉田恵一氏は、当社パートナーである東京電力グループにて経営企画、人事・労務、広報、送配電事業等の幅広い分野を経験。当社ではエネルギー事業本部長として自動検針ツール「スペース蛍」や保安業務のグループ外売上拡大、業務のDX化、新配送システムの立ち上げ、夢の絆・川崎を起点とするLPG託送等を牽引してきました。これらのことから、当社グループにおけるプラットフォーム事業、エネルギーソリューション事業の発展に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

## 重要な兼職の状況

株式会社雲の宇宙船 代表取締役社長

## 5 やま だ つよ し 山田 剛 志

1965年7月16日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数  
一株

取締役会出席率

100% (11/11回)

※山田剛志氏の取締役会出席率は、社外監査役としてのものです。



### 略歴、当社における地位および担当

2004年4月 弁護士登録  
2004年4月 新潟大学法科大学院准教授  
2008年1月 株式会社トップカルチャー社外監査役（現任）  
2010年4月 成城大学大学院法学研究科教授（現任）  
2011年7月 敬和総合法律事務所客員弁護士  
2015年6月 当社社外監査役（現任）  
2020年3月 弁護士法人日新法律事務所代表社員（現任）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

山田剛志氏は、弁護士資格を持ち、商法、会社法、金融関係の法律に深い知識を有することに加えて、企業と株主の対話の在り方を専門的に研究しています。同氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、これらの知見が投資家の視点を踏まえた経営、ガバナンス、リスク管理に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

### 重要な兼職の状況

株式会社トップカルチャー 社外監査役  
成城大学大学院法学研究科 教授  
弁護士法人日新法律事務所 代表社員

## 6 さと なか え り こ 里中 恵 理 子

1968年8月21日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数  
一株

取締役会出席率

—



### 略歴、当社における地位および担当

1991年4月 日産自動車株式会社入社  
2017年4月 株式会社ベネッセホールディングス入社  
人財本部部長  
2018年4月 同社人財本部本部長  
株式会社ベネッセスタイルケア取締役  
2018年6月 株式会社ベネッセビジネスメイト取締役  
2019年6月 株式会社ベネッセインフォシエル取締役  
2021年6月 株式会社アバント（現 株式会社アバントグループ）入社 グループ人財統括部部长（現任）  
2021年10月 株式会社アバント（現 株式会社アバントグループ）執行役員兼CHRO（現任）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

里中恵理子氏は、日産自動車にて人事やダイバーシティ推進を経験、その後ベネッセホールディングスにて人材育成戦略や役員報酬制度設計を主導。現在はアバントグループのCHROとして全社人材戦略を指揮。この経験が次世代人材の採用、育成、ダイバーシティ推進等に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

### 重要な兼職の状況

株式会社アバントグループ 執行役員兼CHRO

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬制度（役員報酬BIP信託）で付与された累積ポイントに相当する将来交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものです。
3. 山田剛志氏および里中恵理子氏は社外取締役候補者であります。山田剛志氏および里中恵理子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 山田剛志氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって8年となります。
5. 社外取締役の責任限定について  
 当社は社外取締役・社外監査役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第35・46条において、社外取締役・社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役候補者である山田剛志氏（現社外監査役）につきましては、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、山田剛志氏および里中恵理子氏の選任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。  
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。
6. 役員等賠償責任保険契約について  
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとしています。再任の候補者および山田剛志氏は、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、里中恵理子氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しています。
7. 当事業年度に開催された取締役会は11回でしたが、吉田恵一氏は第68回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしましたので、取締役会への出席率は就任日である2022年6月22日から2023年3月31日までの間における取締役会回数9回を基に計算しております。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終了の時をもって、監査役真中健治氏および五味祐子氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	監査役会出席率
1	真中 健治 まなか けんじ	男性	常勤監査役	100% (10/10回)
2	折原 隆夫 おりはら たかお	男性	—	—

新任 新任監査役候補者
 再任 再任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 証券取引所届出独立役員候補者

# 1 真中 健治

1969年7月29日生

再任

所有する当社の株式の数

13,500株

監査役会出席率

100% (10/10回)



## 略歴、当社における地位

1994年 3月 当社入社  
 2014年 4月 当社人事部採用担当部長  
 2020年 4月 当社人事部採用・研修担当部長  
 2022年 6月 当社常勤監査役（現任）

## 監査役候補者とした理由

真中健治氏は、入社以来、総務、人事、保安等の業務を経験するとともにガス協会への出向経験も有しております。当社グループの実務に関する細かな知識と経験が、現場や事業部を理解したうえでの的確な監査に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

# 2 折原 隆夫

1958年2月6日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数

—

監査役会出席率

—



## 略歴、当社における地位

1980年 4月 野村不動産株式会社入社  
 2005年 6月 野村不動産ホールディングス株式会社取締役、野村不動産株式会社取締役  
 2008年 4月 野村不動産株式会社取締役兼上席執行役員  
 2009年 4月 野村不動産株式会社取締役兼常務執行役員  
 2012年 5月 野村不動産ホールディングス株式会社取締役兼執行役員  
 2014年 4月 野村不動産株式会社監査役  
 2014年 6月 野村不動産ホールディングス株式会社監査役  
 2015年 6月 野村不動産ホールディングス株式会社取締役（監査等委員）  
 2023年 3月 応用地質株式会社社外監査役（現任）

## 監査役候補者とした理由

折原隆夫氏は、野村不動産にて財務、経営企画業務等を経験し、野村不動産ホールディングスおよび野村不動産で主に財務担当部門の取締役として9年間経営に参画。その後、野村不動産ホールディングス等で取締役（監査等委員）、監査役を7年間務めました。これまでの上場企業等での執行と監査両面での役員経験が当社における的確な監査に寄与すると考え、選任をお願いするものであります。

## 重要な兼職の状況

応用地質株式会社社外監査役

- (注) 1. 折原隆夫氏は、新任の監査役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 折原隆夫氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、登録する予定です。  
 4. 社外監査役の実任について当社は社外監査役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第46条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、折原隆夫氏が監査役に選任され就任した場合、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。契約の内容は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について  
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとしております。
- 各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6. 当事業年度に開催された監査役会は13回でしたが、真中健治氏は第68回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしましたので、監査役会への出席率は就任日である2022年6月22日から2023年3月31日までの間における監査役会回数10回を基に計算しております。

以上

### (ご参考) 取締役、監査役のスキルマトリクス

当社の中長期的企業価値成長に必要と考えるスキルを設定し、スキルマトリクスを作成しています。機動的な全社戦略の決定、高いレベルでの業務執行の監督、企業価値向上を実現するため、必要なスキルを有する人材を取締役、監査役に配置しています。

第3号議案および第4号議案が原案どおり可決された場合、各取締役および各監査役が備えるスキルは以下のとおりです。

◎：主なスキル、○：その他スキル

社内5名、社外4名	氏名	性別	次世代への経営変革	業界経験	DX戦略・テクノロジー	財務・会計、法務・リスク管理	環境(脱炭素に向けた取組み)	社会(人材戦略)	ガバナンス
取締役会長執行役員	和田 眞治	男性	◎	◎	◎	○	○		◎
代表取締役社長執行役員	柏谷 邦彦	男性	◎		○	◎	◎	○	◎
代表取締役専務執行役員	渡辺 大乘	男性	◎	◎		◎	○	○	◎
代表取締役専務執行役員	吉田 恵一	男性	◎		○	○	◎	◎	◎
取締役(社外)	山田 剛志	男性	○		○	◎			◎
取締役(社外)	里中恵理子	女性						◎	○
常勤監査役	真中 健治	男性		○		○		○	◎
監査役(社外)	中嶋 克久	男性				◎			○
監査役(社外)	折原 隆夫	男性				◎			◎

# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)



# 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、ポストコロナ社会への移行による経済活動の正常化や供給制約の緩和により、景気は緩やかに持ち直しました。エネルギーの分野では、2015年のパリ協定（COP21）を契機としてカーボンニュートラルの動きが急速に広がる中、コロナ禍からのリバウンド、ロシアによるウクライナ侵攻により、グローバル規模でサプライチェーンが混乱し、エネルギー原料価格は記録的なレベルでの高騰が続きました。

このような事業環境の中、23年3月期は、営業利益は前期比+24億円の152億円、親会社株主に帰属する当期純利益も前期比+6億円の106億円と、前期に引き続き過去最高益を更新する決算となりました。高気温や原料価格の上昇という環境下にはありましたが、電気とのセット販売の推進や適切な利幅の維持などにより、増益を達成しております。

営業面では、中長期的なビジネスモデルの中核となるエネルギーソリューションの提供に向け、ガスと電気のセット契約をすすめて顧客基盤を拡大しながら、自律分散型エネルギー源（ハイブリッド給湯器、蓄電池、太陽光発電など）の提案に注力いたしました。特にハイブリッド給湯器は、前年比で約3倍と大きく販売台数を飛躍させました。蓄電池や太陽光発電のセットについても、多くのお客さまにご関心をお寄せいただき、ご成約まで至るケースも増え、お客さまの環境意識の高まりをベースとしたソリューションビジネスの大きな可能性を確認しました。

お客さまにエネルギーをお届けする最後の接点（ラストワンマイル）を担う当社は、70年にわたりお客さまと強固な信頼関係を築いてまいりました。今後もこれを礎に、多様化する地域社会の課題をデジタルの力で解決し、常に変わり続け、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

## 業績サマリー

売上高	207,890百万円	前期比	27.9%増
売上総利益	69,820百万円	前期比	4.8%増
営業利益	15,215百万円	前期比	19.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	10,628百万円	前期比	6.6%増

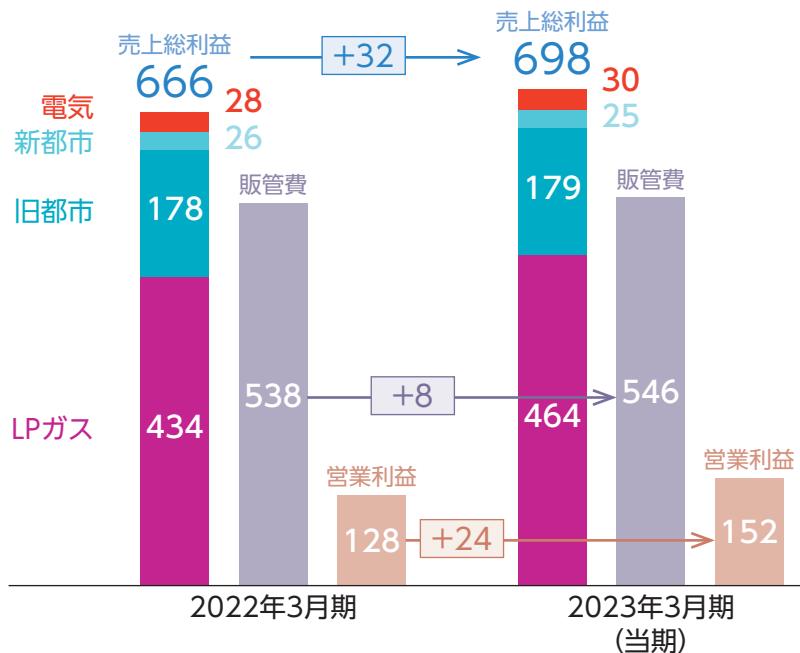
当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

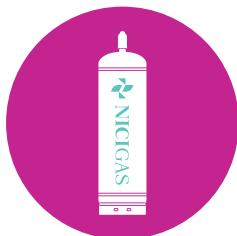
セグメント	売上高				売上総利益			
	前期	当期	増減		前期	当期	増減	
LPガス事業	76,254	87,047	10,793	14.2%	43,386	46,426	3,040	7.0%
電気事業	27,593	42,640	15,046	54.5%	2,790	2,959	168	6.1%
都市ガス事業	58,704	78,201	19,497	33.2%	20,416	20,434	17	0.1%
合計	162,552	207,890	45,337	27.9%	66,593	69,820	3,226	4.8%

## 売上総利益／販管費／営業利益

(単位：億円)

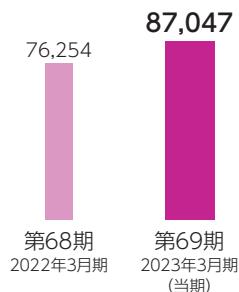


## LPガス事業



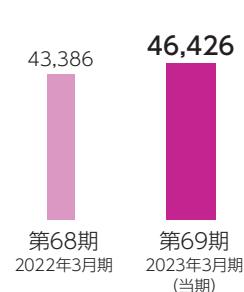
### 売上高(単位:百万円)

前期比 **10,793**百万円増  
(14.2%増)

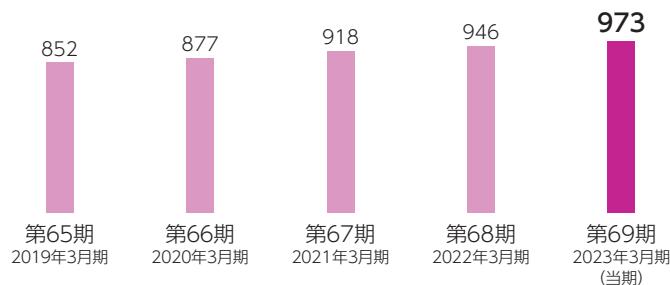


### 売上総利益(単位:百万円)

前期比 **3,040**百万円増  
(7.0%増)



### LPガス お客さま数の推移(単位:千件)

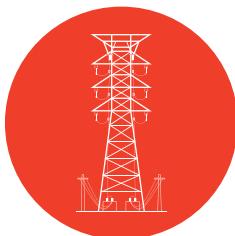


LPガス事業セグメントは、LPガス事業による売上高746億86百万円(前期比83億82百万円増)、売上総利益が426億35百万円(前期比25億39百万円増)、附帯事業による売上高123億61百万円(前期比24億11百万円増)、売上総利益が37億90百万円(同5億円増)となりました。

LPガス事業による売上および売上総利益の増加は、原料高騰に対応して実施した価格改定によるものです。附帯事業による売上および同利益の増加は、前年から続いたガス機器の生産の遅れが概ね正常化するとともに、ソリューション事業に繋がるハイブリッド給湯器も含めた機器販売が増加したことによるものです。

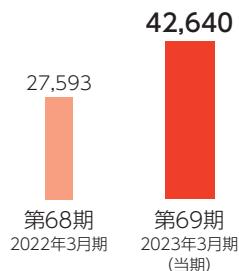
営業面では、中長期の顧客基盤強化に向けて、電気セットの対象となりやすいファミリー層に重点をおきながら顧客基盤の拡大を進め、お客さま数を前期末から2万6千件積み重ね、97万3千件としております。

## 電気事業



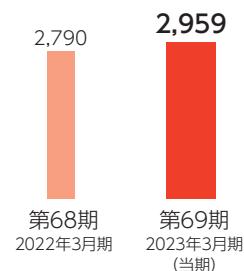
## 売上高(単位:百万円)

前期比 **15,046**百万円増  
(54.5%増)

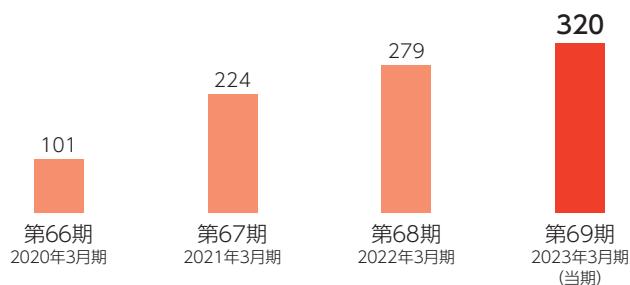


## 売上総利益(単位:百万円)

前期比 **168**百万円増  
(6.1%増)



## 電気 お客様数数の推移(単位:千件)



電気事業セグメントは、売上高426億40百万円（前期比150億46百万円増）、売上総利益は29億59百万円（前期比1億68百万円増）となりました。

電気事業による売上増加は主に燃料価格の高騰を反映した燃料費調整制度による料金の上昇によるものである一方、売上総利益の増加は、当社のガスを既にご利用のお客さまにセットでご契約をいただく電気契約数の増加によるものです。

電源価格の急激な高騰が続く中で、営業対象となる規制料金契約の価格が自由化料金より安くなるという逆転現象が生じましたが、供給力を市場に依存する新電力のユーザーへの価格競争力は上昇、獲得を伸ばし、お客さま数は前期末より4万2千件増加の32万件、電気のセット率は前期末16.7%から当期末に19.5%に上昇しました。このガスと電気のセット契約は、今後のエネルギーソリューションの基礎となる、ハイブリッド給湯器、太陽光、蓄電池の販売に繋がっていきます。

# 都市ガス事業



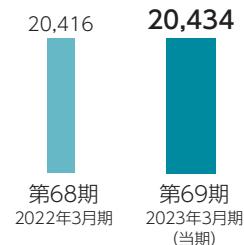
## 売上高(単位:百万円)

前期比 **19,497** 百万円増  
(33.2%増)



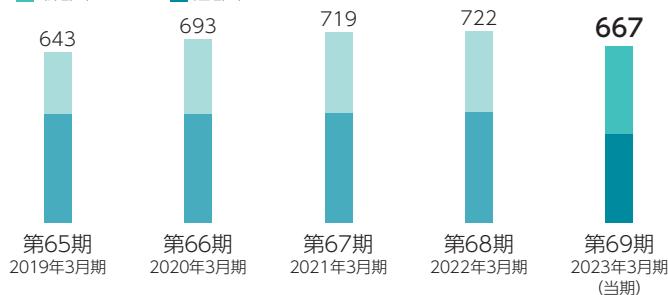
## 売上総利益(単位:百万円)

前期比 **17** 百万円増  
(0.1%増)



## 都市ガス お客様数の推移(単位:千件)

■ 新都市ガス ■ 旧都市ガス



都市ガス事業セグメントは、都市ガス事業による売上高721億39百万円（前期比184億5百万円増）、売上総利益は193億71百万円（同72百万円減）、附带事業による売上高60億62百万円（同10億91百万円増）、売上総利益は10億62百万円（同90百万円増）となりました。

都市ガス事業は原料価格の高騰により売上は増加したものの、前期より気温が上昇したことを背景に家庭用ガスの使用量が減少し、売上総利益は減少いたしました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、将来の収益成長に向けたICT向け投資、都市ガス事業の供給設備の入替を進めました。

主なものとしては、「新配送システム」「新保安システム」等の将来のプラットフォーム収入に繋がるICT投資や、東彩ガス株式会社における春日部市・越谷市内等導管工事（埼玉県）、久喜市・北本市内等導管工事（埼玉県）、東日本ガス株式会社における取手市・我孫子市内等導管工事（茨城県・千葉県）、北日本ガス株式会社における小山市・鹿沼市内等導管工事（栃木県）等です。この結果、当社グループの設備投資額は95億93百万円となりました。

なお、所要資金は主に自己資金によっております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

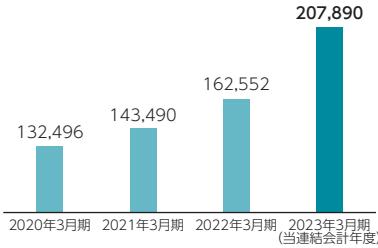
## (4) 財産および損益状況の推移

(単位：百万円)

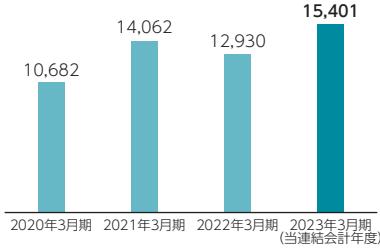
区 分	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期 (当連結会計年度)
売上高	132,496	143,490	162,552	207,890
経常利益	10,682	14,062	12,930	15,401
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,742	9,373	9,972	10,628
1株当たり当期純利益	63円33銭	78円94銭	86円24銭	93円13銭
総資産	132,521	140,120	153,811	153,429
純資産	68,355	69,342	71,890	73,525
1株当たり純資産額	570円88銭	592円64銭	624円79銭	645円82銭

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産額」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2015年9月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

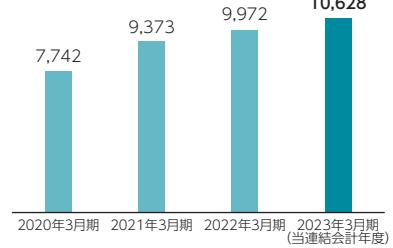
## 売上高 (単位:百万円)



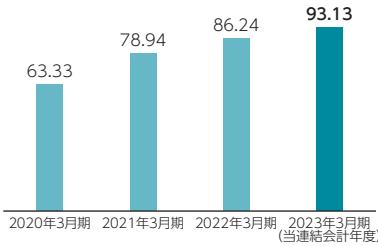
## 経常利益 (単位:百万円)



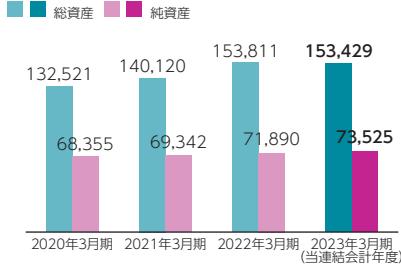
## 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



## 1株当たり当期純利益 (単位:円)



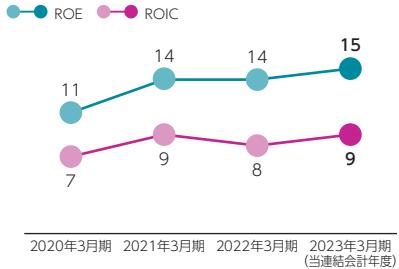
## 総資産／純資産 (単位:百万円)



## 自己資本比率 (単位:%)



## ROE／ROIC (単位:%)



## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
東彩ガス株式会社	450	100	都市ガス供給業
東日本ガス株式会社	400	100	//
北日本ガス株式会社	400	100	//
日本瓦斯工事株式会社	100	99.00	管工事業
日本瓦斯運輸整備株式会社	24	99.00	輸送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 経営環境および対処すべき課題等

ロシアのウクライナ侵攻による原油価格の高騰に端を発する各種原材料価格の高騰により、我が国の消費者物価は約40年ぶりの上昇を見ました。カーボンニュートラルの流れの中で芽生えてきた消費者の節約志向は、この物価上昇により更に加速しております。また、デジタル技術の進展は、個々の消費者によるミクロの取引を可能とし、市場の細粒化を進展させました。世の中は製造者主導による大量生産、大量消費の時代から、消費者主導による必要なものを必要なだけ消費する時代へ移行変わろうとしています。また、エネルギー業界も、中央集権型エネルギーシステムから再生可能エネルギーを含む地域分散型エネルギーシステムへ、消費者がエネルギーを作って売る時代へ変革しようとしています。

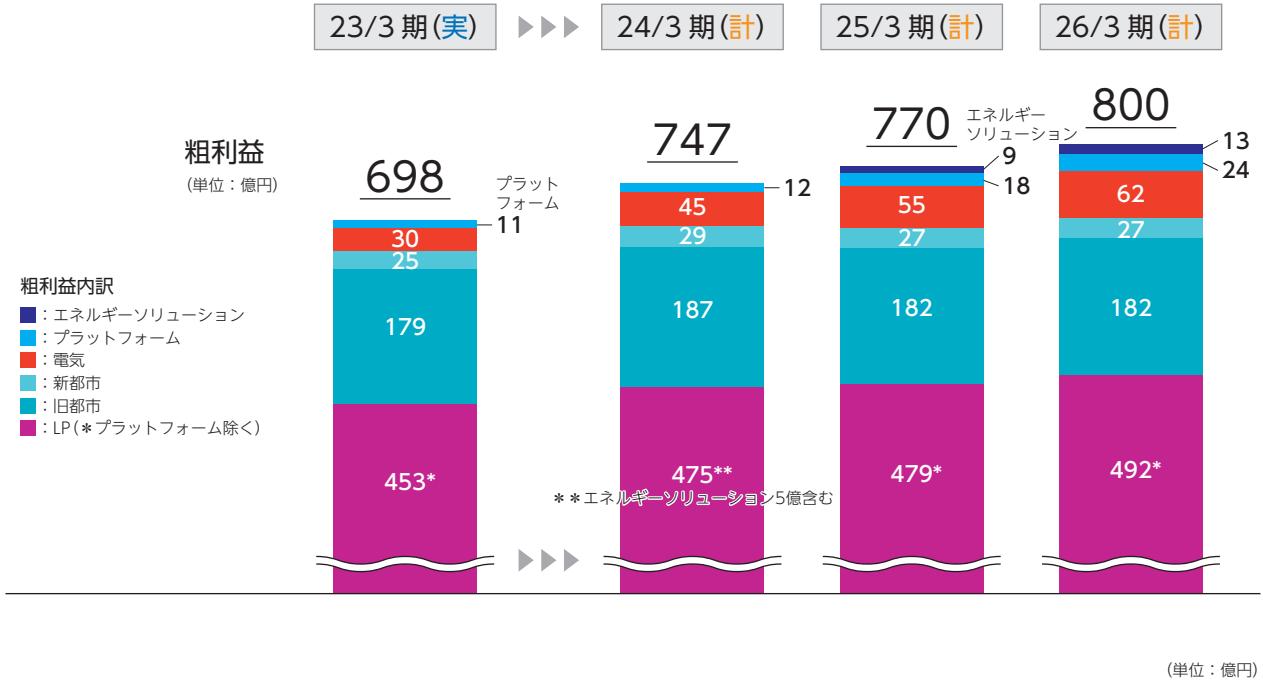
このような大きな転換期を迎える事業環境において、今後とも企業価値を向上させていくために、当社はエネルギーソリューション企業へ事業を変革することを目指してまいります。当社が目指すエネルギーソリューションは、配電事業（特定の地域における分散小型の電源等を含んだ配電網の運用）への参入も視野に入れ、広く地域コミュニティの皆さまにAIの統治によるエネルギー利用の最適化、省エネ・節エネを提供するエネルギーマネジメントサービスであり、これまでに当社が築き上げてきた顧客を基礎として、ビジネスモデルを大きく進化させるものです。

### 【グループ再編による機能発揮力の強化】

当社は、当社およびグループ都市ガス会社3社（当社完全子会社）を統合し、そのうえで「総合エネルギー小売会社」と「エネルギープラットフォーム会社」という2つの機能別会社に再編することにより、総合エネルギー小売事業を強化・深化させるとともに、インフラをプラットフォーム化して収益を拡大します。総合エネルギー小売会社では、グループ全社のLPガス、都市ガス、電気の顧客を一つの会社を集約することにより顧客密度を高めて顧客基盤を強化するとともに、営業社員の増強により顧客対応力を強化し、ガス・電気の販売から機器販売を含むエネルギーマネジメントサービスに提供価値を進化させ、顧客との取引を深化させていきます。一方、エネルギープラットフォーム会社では、グループ全社のLPガス、都市ガスのインフラを一つの会社を集約するとともに、東電グループとの協働により電気のインフラ機能も取り入れ、総合エネルギープラットフォームを構築していきます。デジタル技術によりオペレーションが最適化された「総合エネルギープラットフォーム」を他事業者と共同で利用することにより、エネルギー業界全体のオペレーション効率化、顧客対応力の向上に貢献いたします。

【3ヶ年計画】

当社は、組織再編を契機に、既存事業の増益を前提に、今後本格化させるエネルギーソリューション事業とプラットフォーム事業の成長を実現する、3ヶ年計画を発表しました。3年後の26年3月期に営業利益220億円、純利益150億円およびROE22%を達成する計画です。



粗利益	698	747	770	800
販管費	546	560	570	580
営業利益	152	187	200	220
純利益	106	110	140	150
ROE	15%	15%	20%	22%

### 【資本政策】

株主の皆さまからお預かりした資本の収益性（ROE）を高めるため、投下資本利益率（ROIC）の向上に努めながら「不必要な株主資本はお預かりしない」資本政策を徹底しております。これまでと同様、全体の資産規模を大きく増やさず、LPガスやIT関連の高収益資産を積み上げながら、自己資本の最適化を進め、26年3月期にROE22%を目指します。適切な水準以上の不必要な株主資本を持たないことで、ROICの向上を、最大限、株主資本(ROE)の向上に繋げる方針です。

グループ再編で将来の企業体の在り方が定まったことから、このタイミングで有利子負債の調達能力を検証し、最適な自己資本比率を定めました。これにより、同比率を23年3月期の48%から、26年3月期に40%まで引き下げることが計画しております。

当社は、獲得したキャッシュフローの配分に関して、株主さまに対して高いレベルで還元することと、高収益資産への成長投資を同様に重視し、この二つを両立させております。24年3月期～26年3月期の3年間のキャッシュイン（営業キャッシュフローと借入調達の増加によるキャッシュの獲得）として、860億円を見込んでおりますが、このキャッシュから、成長投資に385億、株主さまへの還元475億を振り向ける方針です。株主さまへの還元配分する475億円の中には、自己資本比率適正化のための自社株買い75億円を含みます。

### 【サステナビリティ】

当社はラストワンマイルを担う企業として、カーボンニュートラル、脱炭素という社会課題に責任を果たします。他社とのパートナーシップによる共創で業界全体のCO<sub>2</sub>排出量を削減しながらエネルギーソリューションでお客さまあたりCO<sub>2</sub>排出量削減を進め、中長期の企業価値向上と2050年までのCO<sub>2</sub>排出ネットゼロを目指します。

他社とのパートナーシップでは、デジタルによる最適化でCO<sub>2</sub>排出量を半減(他社比)する当社のオペレーションを他社とシェアリングします。他社の利用を拡大することで、業界全体のCO<sub>2</sub>排出量を減らしてまいります。

エネルギーソリューションでは、既存の中央集中型インフラを補完する需要側の自律分散型エネルギーマネジメントの仕組みをいち早く実現し、お客さまあたりCO<sub>2</sub>排出量を削減してまいります。太陽光発電、蓄電池、ハイブリッド給湯器、EV充電設備などを各家庭に普及し、エネルギーの最適利用を実現してまいります。

当社は他社とのパートナーシップによる共創と需要側からのアプローチにより新たな形で地域社会に貢献し、中長期的に企業価値を向上してまいります。

## (7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループはLPガス、電気、都市ガス、コミュニティガスの供給ならびにガス機器等の販売とこれらに附帯する事業を営んでおり、主なものは次のとおりであります。

事業	取扱商品
LPガス事業	LPガス、コミュニティガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、給排水衛生設備工事、リフォーム）、プラットフォーム事業等
電気事業	電気、関連サービス、発電・蓄電・充電デバイスの販売等
都市ガス事業	都市ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、リフォーム）等

## (8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所および工場

本社	東京都渋谷区代々木
営業所	第1東京営業所（東京都）旭営業所（神奈川県）大宮営業所（埼玉県） 流山営業所（千葉県）土浦営業所（茨城県）宇都宮営業所（栃木県） 高崎営業所（群馬県）甲府営業所（山梨県）三島営業所（静岡県） 他66ヶ所
工場	夢の絆・川崎（神奈川県）千葉工場（千葉県）埼玉工場（埼玉県） 町田工場（東京都）

② 重要な子会社および主要な事業所

東 彩 ガ ス 株 式 会 社	本 社	埼 玉 県 越 谷 市
	事 業 所	埼 玉 県 春 日 部 市
東 日 本 ガ ス 株 式 会 社	本 社	茨 城 県 取 手 市
	事 業 所	千 葉 県 我 孫 子 市
北 日 本 ガ ス 株 式 会 社	本 社	栃 木 県 小 山 市
	事 業 所	栃 木 県 鹿 沼 市
日 本 瓦 斯 工 事 株 式 会 社	本 社	東 京 都 涉 谷 区
日 本 瓦 斯 運 輸 整 備 株 式 会 社	本 社	神 奈 川 県 川 崎 市

(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,703名 (328名)	△37名 (65名)

(注) パートおよび嘱託社員は ( ) 内に外数で記載、当期より全パート数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,052名 (138名)	△45名 (26名)	38.1歳	10.3年

(注) パートおよび嘱託社員は ( ) 内に外数で記載、当期より全パート数を記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,803百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,239百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,950百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 480,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 116,603,698株 (自己株式1,399,091株を含む)  
 (3) 株主数 5,978名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,455,300 株	16.9%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,342,600 株	9.8%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,265,991 株	4.6%
東京電力エナジーパートナー株式会社	4,380,000 株	3.8%
株式会社かんぽ生命保険	3,550,000 株	3.1%
日本生命保険相互会社	2,186,760 株	1.9%
GOVERNMENT OF NORWAY	2,052,700 株	1.8%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,491,700 株	1.3%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,403,918 株	1.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75844口)	1,357,986 株	1.2%

(注) 当社は、自己株式1,399,091株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 所有の当社株式1,357,986株を含んでおりません。  
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況  
 該当事項はありません。

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ① 自己株式の取得および消却

当社は、2022年4月27日の取締役会決議に基づき、自己株式の取得および消却を次のとおり実施いたしました。

- ・取得した株式 普通株式 1,286,600株
- ・消却した株式 普通株式 2,000,000株

### ② 役員報酬BIP信託

当社は、2015年9月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各連結会計年度の基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）、当社と委任契約を締結している執行役員、当社の連結子会社5社の取締役および当社の連結子会社5社と委任契約を締結している執行役員（以下、「対象取締役等」という。）に交付される株式報酬型の役員報酬です。当社は、対象取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの自己株式処分による取得または株式市場から取得いたします。

当社は、株式交付規程に従い、対象取締役等に対し各連結会計年度の役位係数に応じてポイントを付与し、対象取締役等の退任時に累積ポイントの一定の割合に相当する数の当社株式を当該信託を通じて交付し、残りの当社株式については当該信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を当該信託から給付します。

なお、当連結会計年度末（2023年3月31日現在）に当該信託が保有する当社株式は1,357,986株であります。

### ③ 従業員向け譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2018年5月15日より当社グループの従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬制度は、グループの従業員（嘱託およびパートを除く。）の中で、今年度優秀な成績を収めたもの（以下「付与対象者」という。）に対し、金銭の給与に加えて、新たに株式報酬を付与することにより、当社グループの従業員のモチベーションの向上を図るとともに経営参画意識を高め、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上につなげるものであります。

当社が、本制度に基づいて付与対象者に確定した金銭債権を付与したうえで、付与対象者が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受け

ます。また、当該株式を発行または処分するに当たって、当社と付与対象者との間で、一定期間、当該株式の譲渡等の処分を禁止するとともに、一定の事由が発生した場合に当社が当該株式を無償取得すること等の条件を内容とする契約を締結いたします。

当該株式の交付を受けた付与対象者には、付与時点から当該株式に係る議決権および配当を受ける権利など株主としての権利を有します。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
対 象 者 数	42名	90名	28名
付 与 株 式 数	12,600株	14,400株	8,400株

(注) 付与株式数は、株式分割の影響を遡及して調整しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
和田 眞 治	取締役会長執行役員	
柏谷 邦彦	代表取締役社長執行役員	
渡辺 大 乗	代表取締役専務執行役員 営業本部長（都市ガスグループ管掌）	日本瓦斯工事株式会社 代表取締役社長執行役員 東京エナジーアライアンス株式会社 代表取締役副社長
吉田 恵 一	代表取締役専務執行役員 エネルギー事業本部長	株式会社雲の宇宙船 代表取締役社長
井出 隆	取締役	JTP株式会社 社外取締役（監査等委員）
河野 哲夫	取締役	
真中 健治	常勤監査役	
山田 剛志	監査役	株式会社トップカルチャー 社外監査役 成城大学大学院法学研究科 教授 弁護士法人日新法律事務所 代表社員
中嶋 克久	監査役	株式会社M&Aコンソーシアム 代表取締役社長 株式会社銚子丸 社外取締役（監査等委員） 株式会社千代田組 社外監査役 株式会社Yagish 社外監査役
五味 祐子	監査役	国広総合法律事務所 パートナー 株式会社ローソン 社外監査役 アルプスアルパイン株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役井出隆氏および河野哲夫氏は、社外取締役であります。井出隆氏および河野哲夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役山田剛志氏、中嶋克久氏および五味祐子氏は、社外監査役であります。山田剛志氏、中嶋克久氏および五味祐子氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役中嶋克久氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 2023年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	役名	職名
鎌形 哲夫	専務執行役員	営業本部 東京支店長兼第1部長
清田 慎一	専務執行役員	コーポレート本部長
土屋 友紀	専務執行役員	営業本部 副本部長
森下 淳一	常務執行役員	エネルギー事業本部 副本部長 エネルギー供給部管掌
佐藤 一郎	常務執行役員	営業本部 西関東支店長
岩谷 治樹	常務執行役員	営業本部 北関東支店長
尾作 恵一	常務執行役員	コーポレート本部 副本部長 人事部管掌
鈴木 壮	常務執行役員	営業本部 南関東支店長
紫藤 武久	執行役員	営業本部 北関東支店開発部長
長岡 覚	執行役員	営業本部 関東中央支店第5部長
滝瀬 淳一	執行役員	
鬼塚 浩二	執行役員	営業本部 営業企画部長
岩崎 陽子	執行役員	コーポレート本部 人事部長
新井 光雄	執行役員	営業本部 関東中央支店長
天野 鎮機	執行役員	コーポレート本部 総務部長
清水 靖博	執行役員	営業本部 電力事業部長
山岸 麻登佳	執行役員	コーポレート本部 経財部長
内山 賢一	執行役員	営業本部 東関東支店長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社6社の全ての取締役、監査役および執行役員で、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。

(注) 子会社6社は、東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、北日本ガス株式会社、日本瓦斯工事株式会社、日本瓦斯運輸整備株式会社、株式会社雲の宇宙船を指します。

### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に関する事項

当社取締役・執行役員の個人別の報酬等の決定方針は、あらかじめ決議する内容について ESG 経営推進委員会（指名・報酬の機能を有する諮問委員会）へ諮問し、答申を受けたうえで、取締役会にて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役・執行役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、ESG経営推進委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役・執行役員の個人別の報酬等の決定方針に関する事項は次のとおりです。

#### ア. 取締役・執行役員の報酬の基本方針および構成

当社の取締役・執行役員の報酬は、連結営業利益等の業績に連動する基本報酬と、株主価値との連動性をより意識した株式報酬により構成し、中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成とします。社外取締役は、適切にその役割を担うために、固定の基本報酬のみを支給し、業績に連動する報酬や株式報酬は支給しません。

#### イ. 基本報酬に関する方針

業績に連動する各取締役・執行役員の個別基本報酬は、各取締役・執行役員に対する独立外部評価者※による評価を基礎として算定します。

※独立外部評価者…外部機関による推薦に基づき、経営および役員報酬の算定根拠となる業績評価に高い知見を有すると人事部管掌役員にて判断し、2015年より評価を依頼している2名の大学教授。

#### 〈評価の流れ〉

1. 各取締役・執行役員は、取り組んだ課題および実績について、決算終了後に、独立外部評価者と評価面談を実施。
2. 独立外部評価者が、面談結果をもとに、各取締役・執行役員の役割・責務別に求められる項目ごとに定量評価、定性評価を実施。定量評価は、会社全体の営業利益および各役員が評価期間の初めに掲げたKPI達成状況で評価します。  
また、定性評価は、企業価値向上への貢献、方針策定と戦略の浸透、後継者の育成と発

掘、専門能力、先見力等の項目により評価しますが、特に過去の慣習や成功体験にとらわれない変革力を重視します。

3. 独立外部評価の結果については代表取締役専務執行役員が確認した後、最終的には代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員が協議を行い、独立外部評価に基づき、個別の基本報酬を決定します。

#### ウ. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬は、中長期インセンティブプランとして、5事業年度を対象として851百万円かつ230,000株を上限に取締役・執行役員に株式を付与するもので、取締役・執行役員が株主の皆さまと中長期的に利益価値を共有することを目的としております。本株式報酬は、BIP信託制度を利用し、連結営業利益等の達成度に応じて変動する基本報酬月額および役位係数に基づいてポイントを算出し、取締役・執行役員に毎年付与します。ポイントは在任期間中累積され、当社および株式報酬制度の対象に含まれる全ての当社子会社の取締役・執行役員を退任した時に累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式および信託内で換価処分した換価処分相当額の現金を受け取ることができます。なお、当社取締役会の承認を条件として、5事業年度ごとに本株式報酬の期間を同期間延長することができます。

#### エ. 報酬等の割合に関する方針

連結営業利益等の業績に連動する基本報酬と、株式報酬の割合は、社内規程において役位ごとに定められた役位係数により決定します。

#### オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記イに記載したプロセスにより決定した取締役・執行役員の個別の報酬は、取締役・執行役員の任期に鑑みて毎年7月に支給する分から反映します。

#### カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

1. 委任を受ける者の氏名または会社における地位もしくは担当

代表取締役社長執行役員 柏谷 邦彦

人事部管掌常務執行役員 尾作 恵一

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役・執行役員の評価を行うには代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員が適していると判断したためであります。

2. 委任する権限の内容

独立外部評価に基づき、報酬決定の考え方についてESG経営推進委員会の承認を得た上で、個人別の基本報酬を決定する権限。

3. 委任された権限が適切に行使されるための措置の内容

代表取締役社長執行役員および人事部管掌常務執行役員にて独立外部評価に基づき決定した個人別の基本報酬の考え方を、ESG経営推進委員会へ報告し、ESG経営推進委員会でその内容を承認するという手順を踏むことにより、委任された権限が適切に行使されるようにします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内（内、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名（内社外取締役は2名）です。

取締役・執行役員の報酬は、業績に連動する基本報酬および株式報酬により構成することとしております。

監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

また、2020年6月24日開催の第66回定時株主総会において、取締役・執行役員に対する株式報酬制度（BIP信託）へ5事業年度を対象として1,628百万円（内訳：当社分 851百万円、対象子会社分 777百万円）拠出し、1事業年度ごとに88,000ポイント※（内訳：当社分 46,000ポイント、対象子会社分 42,000ポイント）を上限に対象者へ交付する旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名、執行役員の員数は17名です。※1ポイントは1株に換算します。（2021年4月1日以降は、株式分割により1ポイントは3株に換算します。）

③ 取締役、監査役および執行役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (内社外取締役)	263 (14)	186 (14)	77 (—)	6 (2)
監査役 (内社外監査役)	36 (21)	36 (21)	— (—)	5 (3)
執行役員 (除く取締役)	381	303	77	18

(注) 1. 対象となる役員の員数は、当事業年度における最大人数としております。

2. 非金銭報酬として取締役・執行役員に対して株式報酬を交付しております。上記非金銭報酬等の額は、当事業年度における株式報酬引当金の繰入額になります。  
当該株式報酬の内容は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役井出隆氏はJTP株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
- ・監査役山田剛志氏は株式会社トップカルチャーの社外監査役、成城大学大学院法学研究科教授および弁護士法人日新法律事務所の代表社員を兼務しております。当社と各兼職先の間には特別な利害関係はありません。

- ・監査役中嶋克久氏は株式会社M&Aコンソーシアムの代表取締役社長、株式会社銚子丸の社外取締役（監査等委員）、株式会社千代田組の社外監査役および株式会社Yagishの社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。
- ・監査役五味祐子氏は国広総合法律事務所のパートナー、株式会社ローソンの社外監査役およびアルプスアルパイン株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（11回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	井出 隆	11回	100%	一回	—%
取締役	河野 哲夫	10回	91%	一回	—%
監査役	山田 剛志	11回	100%	13回	100%
監査役	中嶋 克久	11回	100%	13回	100%
監査役	五味 祐子	11回	100%	13回	100%

## ③ 取締役会および監査役会における発言状況等

- ・取締役井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。特に財務政策・コンプライアンス体制構築について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、ESG経営推進委員会の委員長として、客観的な立場で当社の役員報酬などの決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務したのち企業の経営にも参画し、金融・財務・経営に関する豊富な知見を有しており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。特に資本政策・経営戦略について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、ESG経営推進委員会の副委員長として、客観的な立場で当社の役員報酬などの決定過程における監督機能を担っております。
- ・監査役山田剛志氏は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識から、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。
- ・監査役中嶋克久氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
- ・監査役五味祐子氏は、現役の弁護士でありその専門知識と見識から、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 協立神明監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、会計監査人の業務執行状況および一般的な会計監査人の報酬水準について確認した上で、当年度の報酬が、会計監査人の独立を維持し、当社および連結子会社を含めた企業集団の監査環境および内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制ならびに監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社および子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続による契約についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

2017年6月28日開催の第63回定時株主総会において、「企業価値向上プラン（買収防衛策）」は、継続せずに廃止することが決議されております。

なお、当社は、企業価値向上プラン（買収防衛策）廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類／  
計算書類／  
監査報告書



AI

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	51,001
現金及び預金	13,049
受取手形及び売掛金	25,435
商品及び製品	6,402
原材料及び貯蔵品	120
その他	6,126
貸倒引当金	△132
固定資産	102,427
有形固定資産	82,618
建物及び構築物	15,354
機械装置及び運搬具	29,702
工具、器具及び備品	609
土地	30,136
リース資産	6,227
建設仮勘定	588
無形固定資産	8,124
のれん	2,176
その他	5,947
投資その他の資産	11,685
投資有価証券	2,687
長期貸付金	4,296
繰延税金資産	8,447
その他	2,652
貸倒引当金	△6,399
<b>資産合計</b>	<b>153,429</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	45,741
支払手形及び買掛金	17,312
電子記録債務	3,838
短期借入金	500
1年内返済予定の長期借入金	11,009
リース債務	1,369
未払法人税等	3,687
賞与引当金	309
その他	7,715
固定負債	34,162
長期借入金	22,220
リース債務	5,482
再評価に係る繰延税金負債	203
株式報酬引当金	1,218
ガスホルダー修繕引当金	209
製品自主回収関連損失引当金	181
退職給付に係る負債	3,336
その他	1,309
<b>負債合計</b>	<b>79,903</b>
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	73,611
資本金	7,070
資本剰余金	5,860
利益剰余金	65,261
自己株式	△4,580
その他の包括利益累計額	△86
為替換算調整勘定	△65
退職給付に係る調整累計額	△21
非支配株主持分	0
<b>純資産合計</b>	<b>73,525</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>153,429</b>

# 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		207,890
売上原価		138,069
売上総利益		69,820
販売費及び一般管理費		54,605
営業利益		15,215
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
持分法による投資利益	88	
その他	269	363
営業外費用		
支払利息	146	
その他	31	177
経常利益		15,401
特別利益		
固定資産売却益	23	
投資有価証券売却益	179	203
特別損失		
固定資産売却損	32	
固定資産除却損	339	372
税金等調整前当期純利益		15,232
法人税、住民税及び事業税	4,619	
法人税等調整額	△15	4,603
当期純利益		10,628
非支配株主に帰属する当期純損益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		10,628

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,070	5,860	64,634	△5,795	71,769
当期変動額					
剰余金の配当			△6,658		△6,658
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,628		10,628
持分法の適用範囲の変動			193		193
自己株式の取得				△2,436	△2,436
自己株式の処分		1		113	114
自己株式の消却		△1	△3,536	3,538	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	627	1,215	1,842
当期末残高	7,070	5,860	65,261	△4,580	73,611

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	93	53	△28	118	3	71,890
当期変動額						
剰余金の配当						△6,658
親会社株主に帰属する 当期純利益						10,628
持分法の適用範囲の変動						193
自己株式の取得						△2,436
自己株式の処分						114
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△93	△118	7	△205	△3	△208
当期変動額合計	△93	△118	7	△205	△3	1,634
当期末残高	—	△65	△21	△86	0	73,525

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	37,607
現金及び預金	3,299
受取手形及び売掛金	23,163
商品	5,105
貯蔵品	14
その他	6,164
貸倒引当金	△139
固定資産	91,352
有形固定資産	48,304
建物	6,872
構築物	6,676
機械及び装置	2,710
車両運搬具	445
器具及び備品	269
土地	25,711
リース資産	5,450
建設仮勘定	167
無形固定資産	7,646
のれん	1,928
その他	5,718
投資その他の資産	35,400
投資有価証券	2,091
関係会社株式	24,528
長期貸付金	8,225
繰延税金資産	6,229
その他	2,953
貸倒引当金	△8,627
<b>資産合計</b>	<b>128,960</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	51,473
電子記録債務	3,838
買掛金	16,390
短期借入金	500
一年内返済予定の長期借入金	11,004
リース債務	1,319
未払金	3,495
未払費用	354
未払法人税等	2,052
未払消費税等	804
預り金	11,713
固定負債	32,888
長期借入金	22,220
リース債務	5,419
長期預り金	784
退職給付引当金	2,168
株式報酬引当金	822
製品自主回収関連損失引当金	181
その他	1,291
<b>負債合計</b>	<b>84,362</b>
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	44,598
資本金	7,070
資本剰余金	5,197
資本準備金	5,197
利益剰余金	36,910
利益準備金	949
その他利益剰余金	35,961
固定資産圧縮積立金	106
別途積立金	7,750
繰越利益剰余金	28,104
自己株式	△4,580
<b>純資産合計</b>	<b>44,598</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>128,960</b>

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		129,513
売上原価		83,480
売上総利益		46,033
販売費及び一般管理費		37,622
営業利益		8,410
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,171	
その他	194	3,365
営業外費用		
支払利息	147	
その他	23	170
経常利益		11,605
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	179	190
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	260	276
税引前当期純利益		11,519
法人税、住民税及び事業税	2,625	
法人税等調整額	△95	2,529
当期純利益		8,990

# 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,070	5,197	—	5,197	949	107	7,750	29,309	38,115
当期変動額									
剰余金の配当								△6,658	△6,658
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	—
当期純利益								8,990	8,990
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
自己株式の消却			△1	△1				△3,536	△3,536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	—	△1,204	△1,204
当期末残高	7,070	5,197	—	5,197	949	106	7,750	28,104	36,910

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,795	44,587	93	93	44,681
当期変動額					
剰余金の配当		△6,658			△6,658
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		8,990			8,990
自己株式の取得	△2,436	△2,436			△2,436
自己株式の処分	113	114			114
自己株式の消却	3,538	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△93	△93	△93
当期変動額合計	1,215	10	△93	△93	△83
当期末残高	△4,580	44,598	—	—	44,598

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

日本瓦斯株式会社  
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 切 靖 雅

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

後発事象に記載されている通り、会社は2023年4月27日に開催した取締役会において、会社が、会社分割により子会社3社（東彩ガス、東日本ガス、北日本ガス）のエネルギー小売事業を承継するとともに、会社、東日本ガス、北日本ガスのガス導管事業等を東彩ガスが会社分割及び吸収合併により承継する組織再編について決議した。当該事項は、当監査法人の意見に影響するものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

日本瓦斯株式会社  
取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 切 靖 雅

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

後発事象に記載されている通り、会社は2023年4月27日に開催した取締役会において、会社が、会社分割により子会社3社（東彩ガス、東日本ガス、北日本ガス）のエネルギー小売事業を承継するとともに、会社、東日本ガス、北日本ガスのガス導管事業等を東彩ガスが会社分割及び吸収合併により承継する組織再編について決議した。当該事項は、当監査法人の意見に影響するものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

日本瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 真 中 健 治 ㊞

社外監査役 山 田 剛 志 ㊞

社外監査役 中 嶋 克 久 ㊞

社外監査役 五 味 祐 子 ㊞

以 上

# <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月26日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・ 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
  - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行

使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

### 5. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・ 電話 0120-173-027  
（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）



## 第69回 定時株主総会の模様を専用サイトにてライブ中継いたします。

### 視聴方法

以下の専用ウェブサイトアクセスしてご視聴ください。

[https://www.nichigas.co.jp/ir/stock/online\\_meeting/2023](https://www.nichigas.co.jp/ir/stock/online_meeting/2023)



### 公開日時

2023年6月27日（火）午前10時から

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、  
開始30分前よりアクセスは可能になります。

- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので、予めご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金（電話料金）等は、株主さまのご負担になります。
- ・株主の皆さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきます。その他、プライバシーに関わる部分に関しては、配慮して配信する場合がありますので、ご了承ください。
- ・当日は株主さまからの質疑応答も含めて中継を予定しておりますので、当日会場にご出席されご発言をされる場合には出席票の番号のみをお申し出ください。
- ・ライブ中継は、会社法上の株主総会での会場ではございませんので、ライブ中継内での決議権行使等はできません。議決権行使は、議決権行使書用紙のハガキ返送による書面での行使またはインターネットにより、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・万一何らかの事情により中継を行わない場合は、上記の専用サイトにてお知らせいたします。



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場 **帝国ホテル《本館4階 桜の間》**  
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号（電話:03-3504-1111(代表)）

開催日時 **2023年6月27日(火曜日)午前10時** (受付開始:午前9時)



交通機関 JR線 ■ 有楽町駅 **日比谷** より徒歩5分

地下鉄 ■ 日比谷駅 **A5・A13出口** より徒歩3分

■ 銀座駅 **C1出口** より徒歩5分

■ 内幸町駅 **みずほ方面出口** より徒歩3分

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/8174/>



お願い:駐車場の用意がございませんので、電車・バス等の交通機関をご利用ください。

